

令和 6 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

○議事日程（第 2 号）

令和 6 年 3 月 4 日（月）午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 尾鷲市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一
部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の
議決について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算
の議決について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 6 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議
決について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予 |

算（第3号）の議決について

日程第18 議案第18号 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について

日程第19 議案第19号 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）
の議決について

日程第20 議案第20号 令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について

日程第21 議案第21号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について

日程第22 議案第22号 尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画に
ついて

日程第23 議案第23号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定について

日程第24 議案第24号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議に
ついて

（質疑、委員会付託）

日程第25 一般質問

○出席議員（7名）

1 番	南	靖久	議員	2 番	小	川	公明	議員	
3 番	濱	中	佳芳子	議員	4 番	西	川	守哉	議員
8 番	中	村	レイ	議員	9 番	中	里	沙也加	議員
10 番	仲		明	議員					

○欠席議員（2名）

5 番	村	田	幸隆	議員	7 番	内	山	左和子	議員
-----	---	---	----	----	-----	---	---	-----	----

○説明のため出席した者

市		長	加	藤	千	速	君							
副	市	長	下	村	新	吾	君							
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	野	地	敬	史	君
政	策	調	整	課	長	三	鬼		望	君				

政策調整課調整監
 政策調整課調整監
 総務課長
 財政課長
 防災危機管理課長
 税務課長
 市民サービス課長
 福祉保健課長
 福祉保健課参事
 環境課長
 商工観光課長
 水産農林課長
 水産農林課参事
 建設課長
 水道部長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長
 教育長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会生涯学習課参事
 監査委員
 監査委員事務局長

濱田一多朗君
 西村美克君
 森本眞明君
 岩本功君
 大和秀成君
 三鬼基史君
 湯浅大紀君
 山口修史君
 世古基次君
 民部泰行君
 山中英幹君
 芝山有朋君
 千種正則君
 塩津敦史君
 神保崇君
 竹平專作君
 高濱宏之君
 田中利保君
 柳田幸嗣君
 高田秀哉君
 平山始君
 森下陽之君
 民部俊治君
 仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長
 議事・調査係長
 議事・調査係書記

高芝豊
 濱野敏明
 樺田朋実

〔開議 午前 9時59分〕

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員と7番、内山左和子議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、中村レイ議員、9番、中里沙也加議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」から日程第24、議案第24号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」までの計23議案を一括議題といたします。

ただいまの議題の23議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

4番、西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） それでは、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について、6款商工費、1項商工費、3目観光費、第18節負担金、補助金及び交付金、観光施設管理整備事業補助金、夢古道おわせ助成金286万8,000円について、2月14日に商工観光課から突然出された夢古道おわせの助成金の要望書について質問をしたところ、行政常任委員長から、聞き捨てならないとの発言があったため、他の指定管理者5社の同じような要望があれば捨て置けないと思い、質疑をさせていただきます。

それでは、初めに、助成金の内訳と計上根拠について説明をお願いします。

議長（仲明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（山中英幹君） 助成金の内訳といたしましては、助成金として一括して支出をするものでございます。

支出の根拠としましては、地方自治法の２３２条の２において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができる」と規定されておりますので、それに基づいて支出をするものでございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

４番（西川守哉議員） 次に、契約書としての基本協定書、第１章第４条３項に年度協定書を定めるものとうたわれていますが、その説明を求めます。

議長（仲明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（山中英幹君） 指定期間の３か年のうち、毎年度それぞれ年度において協定を定めるものでございます。

本年度につきましては、令和５年４月１日付で尾鷲市地域資源活用総合交流施設の管理に関する年度協定についてを締結しているものでございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

４番（西川守哉議員） 最後に、令和５年度協定書の指定管理対象外に人件費と光熱・水道費、仕入れなどは、海洋深層水を除くは対象となっているのかについても説明を求めますが、先ほどからの説明だけで、特別に一指定管理業者だけの要望を受けなければならないのでしょうか。基本協定書、年度協定書に記載されている内容に従って説明を求めます。

議長（仲明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（山中英幹君） それでは、御説明させていただきます。

年度協定書におきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、一管理費の中における給水光熱費は対象外とし、ただし、海洋深層水及びその運搬費は対象とするというふうに記載をしております。

一企業についての要望につきましては、今回の光熱水費の高騰につきましては、全国の市町村でも補助金などで対応しているところが多くあるということと、あと、夢古道おわせは市の指定管理施設であり、集客交流施設としてとても必要な施設であると考えています。また、市内唯一の温浴施設でもあることから、市民の健康と公衆衛生の確保の観点からその存続を図るため、助成が必要というふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

８番、中村レイ議員。

８番（中村レイ議員） 議案第１１号「令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、第３款民生費、第２項児童福祉費、第２目児童措置費、第１８節負担金、

補助及び交付金、負担金、補助及び交付金、補助金、認可保育所特別助成事業助成金 1,179 万 4,000 円についてお尋ねします。助成金の目的、使われ方を教えてください。

議長（仲明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） それでは、説明いたします。

認可保育所特別助成事業補助金の目的ですが、主任保育士を配置することで、年度途中での園児の入園に対応することです。

議長（仲明議員） 8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） この助成金は、紀北町、熊野市は同じ助成金を出しておられますか。

議長（仲明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） 御説明いたします。

紀北町、熊野市についてでございますが、民間保育事業所に対する助成といたしましては、紀北町、熊野市とも行っておりませんが、熊野市においては、熊野市立の保育所において同様の目的で主任保育士を配置する措置を取っております。

議長（仲明議員） 中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 尾鷲市のこの助成金は、何年度から助成し始めましたか。

議長（仲明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） 平成 14 年度からでございます。

議長（仲明議員） よろしいですか。

8 番（中村レイ議員） 今、十何年。

議長（仲明議員） 再度教えてください。

福祉保健課参事（世古基次君） 平成 14 年度からでございます。

議長（仲明議員） 中村レイ議員、よろしいですか。

8 番（中村レイ議員） いいです。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております 23 議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の２３議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問準備のため、暫時休憩いたします。再開は１０時１５分ということでお願いします。

〔休憩 午前１０時０９分〕

〔再開 午前１０時１０分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第２５、「一般質問」に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することといたします。

抽せんの順序により、２番、小川公明議員。

〔２番（小川公明議員）登壇〕

２番（小川公明議員） まず、本年１月１日に能登半島を襲った大地震によって亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

孤独・孤立対策についてお聞きいたします。

２０２３年度版の厚生労働白書のテーマは、「つながり・支え合いのある地域共生社会」です。地域共生社会の実現に向けて、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在しました。

社会保障制度は、これまで社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子供などの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきております。

しかしながら、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活における支え合いの基盤が今弱まってきているように思われます。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、互いが配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていかなければなりません。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていかねばなりません。

そこで、まず、地域共生社会の実現に向けて市長の見解をお聞きいたします。

白書では、まず、深刻化する孤独・孤立の背景を分析しております。孤独・孤立をめぐる問題は、独居世帯の増加や近隣、家族関係の希薄化、病気などが背景に挙げられ、近年はコロナ禍の影響によって深刻化、顕在化しており、こうした中、政府は21年と22年に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施いたしました。

22年の調査では、「孤独をどの程度感じるか」との問いに対しまして、「しばしば、常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した割合が全体の4割に達し、「決してない」の割合が低下するなど、対策強化の必要性が明らかになりました。

国において、21年12月に対策の重点計画を策定し、実態調査の結果や有識者会議などの議論を踏まえ22年12月に改定し、23年5月には、取組を法的に担保するため、「孤独・孤立対策推進法」が成立し、本年4月1日に施行されます。

気がかりなのは、「孤独感がしばしばある・常にある」と回答した人のうち、21年の調査で83.7%、22年度調査では85.8%が行政機関やNPOなどからの支援を「受けていない」と答えていることです。

4月に「孤独・孤立対策推進法」の施行を控える中、困り事や悩みを抱える人が声を上げることができ、周囲の人にも声をかけやすい環境を構築していくには何が必要なのか、社会的孤立対策について市長の見解をお聞きいたします。

また、白書は、人間関係の希薄化が進んでいることにも言及しております。同調査では、地縁・血縁・社縁といった三つの関係性について、「形式的付き合い」、「部分的付き合い」、「全面的付き合い」のいずれが望ましいかとの問いに、いずれも「形式的付き合い」を望ましいとする割合が増加しております。

親族や地域、職場における人間関係が希薄化する中、増加する単独世帯や独り親世帯をはじめ、誰もが孤立・孤独に陥りやすく、これにコロナ禍に伴う外出自粛などが重なり、自殺や困窮、児童虐待、ひきこもり、ヤングケアラーといった

孤独・孤立に伴う問題が顕在化、深刻化してきているのではないのでしょうか。

現代は個人の考え方が尊重される時代です。一人でも生活できる環境になった現代では、自分で付き合いたい人を選んで関係を築けます。かつての漁村や農村の共同体のような強制的に人間関係の中に取り込まれることはありません。しかし、自分から積極的に近づかなければ、つながりから取り残されます。つながりをうまく築ける人とそうでない人で格差が生まれます。付き合う相手を選べる社会は、逆に、誰からも選ばれないリスクもあるのではないのでしょうか。孤独・孤立は、年齢に関係なく、多くの人が感じる問題となっております。

また、本市において単身世帯が増えていることも懸念されるのではないのでしょうか。高齢化が進む中、どう支える仕組みをつくるのか、大きな意味でつながりの在り方自体を見直す時期に来ていると思われそうですが、市長の見解をお聞かせください。

「孤独・孤立対策推進法」が施行されることにより、声を上げやすい、かけやすい社会の推進力となることは言うまでもありません。各市町を見ても、誰もがアクセスしやすい相談窓口の設置など様々な試みが始まっております。

また、困っている人が相談できない理由も主に二つ指摘されています。一つ目は、そもそも相談できる場所があるとは知らないこと、二つ目は、場所は知っていても、「自分なんか相談してはいけない」、「相談するのは負け、恥ずかしいこと」と、そういった思いが壁になっている現状があります。こうした人にアプローチしていく体制が今後の課題ではないのでしょうか。悩みを抱えている人に対して、勇気を持って早めに相談できるよう積極的に呼びかけることが大切ではないのでしょうか。

この課題に対して、政府は正しい知識を持ち、周りの人に関心を持ち、できる範囲で困難を抱える人をサポートする、「つながりサポーター」の養成を24年度から本格化させる予定であります。これを受け、地域での人材の育成について、本市として計画はあるのか、どのように取り組んでいかれるのかお聞きいたします。

次に、大規模地震への対策と課題について何点かお尋ねいたします。

1点目は、福祉避難施設についてお尋ねいたします。

災害時、避難生活などに特に配慮を要する方を要配慮者といいます。法令では、主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するものと示されておりますが、高齢者であっても、また、障がいをお持ちであっても、御自身で避難

できる方もいらっしゃいます。こういった配慮が必要なのかは、お一人お一人の状態をしっかりと把握し、個々の状態に応じた支援をしなければなりません。

福祉避難所では、要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう介護施設などと協定を締結しており、支援が必要な要配慮者を受け入れる設備が整っております。

その運用については、大規模災害などで避難生活が長期化するおそれがあり、一般の避難所で生活を継続されることが困難な方を受け入れる２次的な避難所として開設されることとされております。つまり、要配慮者は、一旦は指定避難所に避難することが必要であり、本市としては、福祉避難所への直接避難が認められておりません。しかし、要配慮者の中には重度の障がい者、要介護の高い方、多動性、自閉症などの発達障がいの方にとっては、たとえ一時的であっても、一般避難所での対応が著しく困難であります。

この課題に対し、２１年５月に内閣府による福祉避難所の確保ガイドラインの中で、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整などを行った上で、福祉避難所への直接の避難を促進していくことが妥当であると直接避難の必要性を示しておりますが、市長の見解及び要配慮者に対する思いをお聞かせください。

また、２１年５月に「災害対策基本法」が改正されました。その中で、要配慮者の中でも、特に避難行動要支援者の避難を迅速にするため、要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村に努力義務と定められ、現在避難行動要支援者名簿の作成については義務化されており、名簿は作成されているのではないかと思います。個別避難計画について、作成中であればその進捗状況及びどのような課題があるのかお答えください。

２点目は、災害用マンホールトイレについてお尋ねいたします。

大災害の発生により浄化槽や配管が損傷し、水洗トイレが機能しなくなった場合、仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、東日本大震災においても、四、五日かかっており、発災から数日で避難所のトイレが排せつ物の山となり、劣悪な衛生状態になった避難所も少なくありません。

排せつ物には様々な病気を引き起こす細菌が多数存在するため、放置するなどにより、感染症の拡大や害虫の発生など大きなリスクがあります。

また、避難所においてトイレが不衛生であると、使用を控え、我慢する方が出てきます。すると、水分や食事を控えるようになり、脱水症状やエコノミークラス症候群など、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生などを引き起こす

ことになります。

また、避難所となる学校のトイレは、今洋式化が進んでいますが、いまだ和式便器が多いため、足腰の弱い高齢者などにとっては非常に困難な状態となります。

多数の避難者が集団で生活する避難所において、「高齢者」、「障がい者」、「女性」の方々を含め、誰もが不自由なく利用できるトイレを迅速、適切に確保し、できる限り平常時と同様程度の排せつが行われるようにしていくことが極めて重要と思われます。

尾鷲市としては簡易トイレを準備しているようですが、汚物を凝固剤で固め、ごみとして処理しなければならず、能登半島地震においても、ごみとして積み上げられ、問題視されているようです。

そこで、大規模地震の発生により水道、電気が止まっても、水洗トイレとして利用できる災害用マンホールトイレの導入を提案いたします。県内では伊勢市や南伊勢町で、避難所に指定されている小中学校で整備されているようです。コンクリート製の便槽を設置し、平常時は駐車場として使用できます。尾鷲市としても、市役所、くろしお学園などに整備してはいかがでしょうか、市長の見解をお聞きします。

最後に、通電火災防止、感震ブレーカーについてお尋ねいたします。

日本は地震が発生しやすい環境にあり、この地域においても、南海トラフによる大災害が危惧されているところです。これまで過去に発生した大地震の際には、電気が起因する火災被害が生じたことも事実としてあります。地震により避難するときはブレーカーを落とすべきとされるのは、「通電火災」を防ぐためです。しかしながら、そんな余裕は誰もありません。

通電火災は、地震の揺れにより一時的に通電が停止した後、再び通電した際に電化製品から出火したり、地震により損傷した配線コードから出火することにより火災が発生します。例えば地震発生直後、ブレーカーを落とさずに避難した場合、その後、通電が再開されると、転倒した暖房器具が再起動し、周囲の燃えやすいものに火が移ってしまい、火災が発生します。

阪神・淡路大震災では61%、東日本大震災では66%が電気に起因する火災だと言われております。また、今回の能登半島地震による宇和島市の火災も電気系統が起因する火災だと断定されております。

これらにより、地震発生時にはブレーカーを落とすことの重要性が浮き彫りになりました。尾鷲市のような木造家屋密集地域で初期消火ができなかった場合に

は、大規模な燃焼火災にもつながるおそれが高いのではないのでしょうか。

市長も所信表明の中で、「災害がいつ起きてもおかしくない」、さらには「従来の想定を超える事態が生じるかもしれない」ことを肝に銘じ、市民の生命と財産を守るため、一層の緊張感を持って災害への備えに取り組んでまいりますと、そのように言われております。

市民の生命と財産を守るため、災害への備えとして地震時の電気火災の抑制として感震ブレーカーの導入、いかがでしょうか。感震ブレーカーは安価で購入でき、地震時の一定以上の揺れを感知した場合に自動的に電気を遮断します。助成金をつけて導入することにより、災害時の電気系統による火災を大幅に軽減できるのではないのでしょうか、市長の見解をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、小川議員の御質問にお答えいたします。

令和5年版厚生労働白書では、「つながり・支え合いのある地域共生社会」の実現に向け、全ての人につながり・支え合いを創出する人々の意欲、能力が十分発揮できるつながり、支え合いを創出する、そういう観点の下、国の施策の方向性や取組について記載されております。

本市においては、高齢者福祉の推進として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、個人の状態やニーズに応じて既存のサービスと組み合わせて利用できる生活支援をはじめとする地域の助け合いをより一層充実させてまいりました。

また、障がい者福祉の推進としましては、障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って自立でき、社会参加できる機会を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、共生できる地域づくりを進めてまいりました。

このように私は、市民の皆様がお互いを尊重し、共に支え合って暮らしていける社会が重要であると捉え、第7次尾鷲市総合計画の施策分野の目指す姿の一つである一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現のための施策を一つ一つ進めていくことが重要であると考えております。

次に、社会的孤立対策についてであります。

孤独とは、仲間付き合いの欠如あるいは喪失による好ましからざる感情を抱い

ている状況であり、孤立とは、一般的に家族や地域社会との接触がほとんどない状態とのことであります。孤独・孤立の状態に陥っている方は、人との交流を失い、刺激がなく、生きがいを見失ってしまうことや困窮状態に陥ること等が挙げられます。

本市におきましては、福祉保健課や尾鷲市社会福祉協議会などが相談を受け、また、民生委員や福祉委員、近隣住民、各関係機関の窓口からつながるケースがあり、その内容や必要性に応じて各種の専門機関と連携しながら様々な制度を活用して、住み慣れた地域で暮らし続けられることができるよう生活全般の支援を行っております。

具体的な取組といたしましては、経済的な理由により生活費に困っている方には、生活資金の相談や生活費の固定費を見直す家計表の作成などを行いながら当事者との関わりを持っております。

高齢の方につきましては、民生委員、児童委員の見守り活動をはじめ、65歳以上の高齢者世帯等には緊急連絡カードを作成し、関係機関や近隣住民との連携を図るツールとして活用し、また、配食サービスを兼ねた見守り等、支え合いや見守りの体制を整えております。

障がいのある方につきましては、障がい者同士の交流の場を設けたり、身近に介護者のいない方へは、定期的な訪問支援を行うなど取り組んでおります。

また、地域での助け合いの仕組みとしては、地域ボランティアによる見守りを行うとともに、自ら支援につながる事が難しい方に対しては、対象者のいる場所に出向いて働きかける、いわゆるアウトリーチによる支援を行っております。

加えて、市職員を中心に相談機関と連携しながら悩み事や相談に対して傾聴することで、困り事があれば、ここに相談に来れば何とかできるという信頼関係を構築することができ、早期の問題解決と社会的な関わりを継続することで、孤独・孤立の防止につながると考えております。

次に、今後のつながりの在り方についてであります。

情報社会の進展、社会情勢の変化により人間関係の在り方が変わり、形式的付き合いを望む方が増えてきたことにより、人間関係が希薄となり孤立に至る場合や、少子高齢化による人口減少により、近所の住人が不在となり孤立に至る場合もあると認識しております。

また、地域活動の典型的なものとしては、自治会活動や町内会活動がありますが、これについても構成員の高齢化等が要因となり解散する等、地域における助

け合い、結びつきについても弱くなっている状況もございます。

本市においては、配偶者等の家族を失ったり、地域の知人が亡くなったり、施設へ入所したこと等により、残された方が地域との関わりが失われ、孤独・孤立に至っている場合が多いのではないかと考えております。

高齢化が進む中、孤独・孤立の抱える問題は多様かつ複雑化しており、多くの場合、障がいや生活困窮など複数の課題を抱えており、属性や世代を問わない包括的な対応が求められております。

この孤立問題を解決するには、人と人及び人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるよう、行政はもとより、様々な団体や様々な機関、地域が連携して、地域や個人が抱える多種多様な課題を解決していけるよう取り組むことが肝要であると考えております。

次に、「つながりサポーター」についてであります。

本市における相談窓口といたしましては、基本的には福祉保健課、尾鷲市社会福祉協議会等が担っており、属性などに応じて「地域包括支援センター」や「紀北地域障がい者総合相談支援センター・結」、「自立相談支援機関・クローバー」などの各種相談窓口が市民の皆様の身近にあります。

また、直接相談機関に相談することに抵抗がある方については、孤立やひきこもりだけではなく様々な悩みに24時間無料で相談できるよりそいホットラインや三重県こころの健康センターなど、電話やSNS、メールでの相談にも対応しております。

議員がおっしゃる、新年度から国として孤独・孤立問題対策へ本格的に対応していくため、市民の悩みを聞き、状況によっては専門機関へつないでいく役割を担うつながりサポーターの養成については、相談機関に相談することに抵抗があり、一歩踏み出せない方などには、つながりサポーターは有効であると考えております。

現在本市では、自殺対策の観点から、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて見守りながら必要な相談支援機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」の養成を行っておりますが、これとの関連や、今後の国や県の情報に注視しながら検討を行ってまいります。

次に、大規模地震への対策と課題について、まず、要配慮者に対する避難所対策についてであります。

高齢化が進む本市において、災害時における要配慮者に対する支援は重要な課

題の一つであり、福祉避難所に関しましては、市内の福祉事業者と協定を締結し、13施設を指定しております。

福祉避難所への避難につきましては、議員のおっしゃるとおり、指定避難所に避難していただき、必要に応じて関係機関と調整の上、福祉避難所へ避難していただくこととしております。また、新たな福祉事業者と協定の締結に向け調整させていただいており、福祉避難所の確保に向け取り組んでおります。

各避難所における避難所運営マニュアル作成業務の中においても、要配慮者専用のスペースの確保をはじめ、生活支援や介助などを避難者同士で協力し合うことなどの取組を進めております。

大規模災害時に迅速な福祉避難所の開設が困難となる状況を見据え、指定避難所において要配慮者の方が躊躇なく避難していただけるよう取り組んでまいります。

次に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成についてであります。

まず、避難行動要支援者名簿につきましては、既に作成済みであります。

次に、個別避難計画につきましては、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者名簿を基に、あらかじめ避難時の支援者を明確化することや避難支援方法などを決めておくことが努力義務となっております。

本市では、災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、事前の準備は必要と感じている一方、支援者となる方の高齢化や支援者に対する負担の大きさなどから作成に至っておりませんが、現在専門家から助言をいただきながら、再作成に向け取り組んでおります。

次に、災害時のトイレについてであります。

大規模災害時におけるトイレにつきましては、大きな課題の一つとなっており、本市としましては、簡易トイレ約9万回分、障がい者用トイレを市内各地区に備蓄しております。

議員の御提案のマンホールトイレにつきましては、浸水域外の避難所の駐車場や校庭などに整備されている他市町の事例を参考に視察するなど、検討してまいりたいと考えております。

最後に、感震ブレーカーについてであります。

近年の大規模地震発生時においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震に伴う停電からの復旧後の再通電時に火災の発生が懸念されております。

防災対策といたしましては、地震時に設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置や家具類の転倒防止対策、安全装置付の火気器具の普及を推進するなど様々な対策が重要と感じております。

今後も平時から防災講話や消火訓練を通じて、これらの危険性や各家庭での対策の重要性を周知し、普及に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（仲明議員） 2 番、小川公明議員。

2 番（小川公明議員） まず、孤独・孤立対策についてお聞きいたします。

高齢者福祉保健計画の世帯の推移の世帯構成別に見てみますと、平成 22 年から令和 2 年では、高齢者単身世帯と高齢者の夫婦世帯の割合が増加しております。

単身世帯が増えていることがこれ気がかりなんですけど、一人で暮らすことは、確かに自由という利点もありますけど、例えば健康状態が悪くなることで経済的にも悪化した場合、途端に厳しい生活になってしまう、そういったケースもあります。

こういったケースがこれからどんどん増えてくるんじゃないかと予想されますけれども、高齢化が進む中で、高齢者の健康維持と生活困窮に対する取組で重要性が増しますが、どのように取り組んでいかれるのか、まず、お答えください。

議長（仲明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

本市の高齢化率は、本年 1 月末で 45.8%と国や県を大きく上回り、今後も人口減少とともに高齢化率の上昇が見込まれます。中でも、高齢者のいる世帯、高齢者の単身世帯が増加しております。

このような中、健康は生活の基礎となることから、加齢に伴って生活習慣病のほか、骨折や転倒、認知症や筋力の低下など心身機能や認知機能が低下しないよう、また、自立した生活を送れるよう、早期からの予防対策が重要となっております。

このことから、本市では、要介護状態になることを未然に防ぐ、遅らせる、また、要介護状態にあっても重症化を防ぐなど、健康寿命を延ばすことを目的とし、関係機関等と連携しながら、スクエアステップやシルバー元気塾などといった様々な介護予防や健康づくり教室を実施し、健康状態を良好に維持することで、議員がおっしゃる健康状態の悪化による生活困窮に陥らない取組を行っております。

このような中でも、経済的に悪化した場合については、「自立相談支援機関・クローバー」へつなぐことで生活再建へ向けての支援を行ってまいります。

また、その際には、当事者が抱える問題を聞き取り、困窮以外の課題が明らかとなった場合は、課題ごとに担当部署や関係機関へつなぐなど総合的な解決に向け取り組んでいるところであります。

今後このようなケースの増加に備えて、一層関係機関と情報共有及び連携強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 介護予防や健康づくりで、健康状態の悪化による生活困窮に陥らないように関係機関と連携していく、そのように理解してよろしいですか。

それでは、本市においては、第7次尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児童福祉計画、その計画において、自立支援医療を受給している心の病を治療している方が、近年では230人前後で推移しているとのことですが、心の病を抱かれた方も、また、他者との関わりを避け、孤独・孤立状態、そういった状態に陥っている方が多いのではないかと、そのように思われますが、また、身体障がい者の方や知的障がい者の方の中で、最近介護者がいない方も孤独・孤立の状態に陥りがちになると思いますが、これらの方々に孤独・孤立に陥らないようどのように対策を進めるおつもりなのかお聞かせください。

議長（仲明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

心の病を抱えた方などについての対策ですが、「紀北地域障がい者総合相談支援センター・結」がそのような方を対象とした当事者の交流の場として、「すずらん」というサロンを月に1回開催しております。

また、心の病を抱えた方だけでなく、身近に介護者のいない障がい者の方に対しては、依頼や必要に応じて定期的に訪問を行い、状況確認と相談支援を実施しております。

孤独・孤立に陥る可能性が高い心の病を抱えた方や障がい者の方へは、引き続き訪問支援等を実施し、孤独・孤立対策を進めてまいります。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） それでは、ひきこもりについてちょっとお伺いします。

ひきこもりとは、様々な要因によって社会的な参加をおおむね6か月以上にわたって家庭内にとどまる状態を指すものだと思いますが、背景にはこれも様々な

要因があります。

家庭内だけで解決することは難しいのではないかと考えておりますけど、内閣府の子供・若者の意識と生活による調査によりますと、ひきこもり状態、これを男女割合で見てみますと、15歳から39歳では、男性が53.5%、女性が45.1%であり、40歳から64歳では、男性が47.7%、女性が52.3%となっております。

これをまた年齢割合で見ますと、15歳から39歳の中で、25歳から29歳の割合が23.6%と最も高く、40歳から64歳の中では、60歳から64歳の割合が36.0%と最も高くなっております。

このような背景には、病気や介護、離職、経済的困窮など複合的な問題が要因となっておりますが、このような状況の中、本市としては、ひきこもり対策としてどのような取組をされているのか教えてください。

議長（仲明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

本市のひきこもり対策についてですが、ひきこもり当事者に対しては、個別の状況に応じて「自立相談支援機関・クローバー」等が当事者のところへ出向いてアウトリーチ支援を実施し、信頼関係を構築しながら本人の抱えている問題の整理と解決を図りつつ、社会復帰に向けてハローワークへの就労支援等を実施しております。

また、ひきこもり当事者の家族に対しましては、同じくクローバーが当事者間の家族の交流の場として「こもりカフェ」を開催し、家族へのレスパイト支援を行いながら、保健師等から当事者への関わり方についての情報提供や個別の相談支援等を実施しております。

ひきこもり対策については、支援内容の充実を図りながら、引き続き当事者支援と家族への支援を実施してまいります。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） ひきこもり対策は、ひきこもりは多様な要因が絡み合っていて非常に難しい問題ですね。しっかりと取り組んでいていただきたい、そのように思います。

日常生活の中で人同士のつながりがあれば、愚痴や雑談の中で、リスクの低い段階で相談の必要性に気づくこともできます。そうすると、早く支援の開始もすることができます。そういった環境づくりも重要だと言われておりますが、そう

いう体制を今行政だけで整えるのは本当に難しいのではないかと、そのように思います。

孤独・孤立問題は複合的な要因によることが多いと思われます。当事者への支援を行政などで単独で行うことは本当に難しいことだと思われます。

推進法では、地域の関係者が相互に連携、協働することを定めております。自治体や保健所、支援団体、地域住民、企業などが協力して取り組む官民連携プラットフォームの設置を国としては促しておりますが、どんなイメージを持っているのか、また、それに取り組んでいかれるのか、それと、当事者支援の具体策を協議するための孤独・孤立対策協議会の設置を国のほうは求めておりますが、これはどう取り組むのかお答えください。

議長（仲明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

孤独・孤立の問題を検討するプラットフォームについてですが、既に様々なライフステージや属性に応じた分野ごとの官民合わせたプラットフォームが存在しております。具体的には、本市や社会福祉協議会、介護事業所等がこれに当たります。

孤独・孤立の問題につきましても、当事者の課題状況に合わせてプラットフォームを選択するだけでなく、必要に応じてプラットフォーム間を横断して個別のケース会議を実施し、重層的に対応を進めているところでございます。

今後も、まずは既存の仕組みを活用しながら支援を実施してまいりたいと考えております。

また、孤独・孤立対策推進法では、推進に必要な連携及び協働を実施するために、プラットフォームの代表者により構成される孤独・孤立対策地域協議会の設置に努めることとされておりますが、先ほども申しましたとおり、それぞれの分野ごとにプラットフォームは既に存在しておりますので、既存の仕組みを活用することで同様の機能が果たせるものと考えております。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 先ほど課長が言われたとおり、やっぱり重層的な相談体制、そういった対応、重層的なことを進めていく、これが一番大事なんじゃないか、そのように思いますので、重層的な支援体制を組んでいていただきたい、そのように要望しておきます。小さな声を聞き、誰も取り残さない、そういった思いで取り組んでいていただきたい、そのように申し添えておきます。

それでは、大規模地震対策の課題について、福祉避難施設についてお聞きします。

被災地で何が起きているのか、状況を把握するまで時間がかかると思います。迅速な福祉避難所の開設が困難になる状況は、理解できるところでございます。

また、そんな中、各施設やその従業員の方なども被災されることが考えられます。開設すること自体難しいと考えますが、難しい中、どのような対策を考えているのかお答えください。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは、説明いたします。

まず、大規模災害時の福祉避難所における要配慮者を支援する人員、いわゆる介護ヘルパーや看護師などの確保につきましては、協定を締結しております福祉事業者におきましても、災害時における対応について御検討いただいております。

福祉避難所の開設、運営をスムーズに実施できるよう、関係機関との協定締結や平時での情報共有、開設に向けた訓練などに取り組んでまいります。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 今課長言われるとおり、やはり大事なことは情報共有等、情報をしっかりやっていく、それが大事だと思いますので、しっかり取り組んでください。

指定避難場所や福祉避難場所において、災害時に必要な食料や水など、そういった備蓄は用意されていると聞いておりますが、医薬品などの不足も考えられます。その点はどうなのか、また、新たに福祉避難所を先ほど13か所と言われましたけど、それで足りなくなった場合、新たに福祉避難所を開設しなければならなくなったとき、相談員の配置とか関係課との調整はできているのかお答えください。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは、説明いたします。

医薬品の備蓄に関しましては、県において災害時における医薬品等の確保、供給に関するマニュアルが作成されており、その中で、尾鷲地区におきましても、医薬品備蓄場所や災害拠点薬局等も確保、指定されております。

本市においては、自主防災会各単組にて救急箱等の備蓄をしていただいておりますが、今後、医薬品等に関する関係団体との協定締結など、応援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（仲明議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） 体制は整えているということなんですけれども、大災害が発生した場合、本当に大丈夫かなと思うんですけど、能登半島地震では、医薬品が不足して、医薬品が届くまで 1 2 日間かかったということを言われております。しっかりと取り組んでいていただきたい、連携をしてしっかりと取り組んでいただきたい、そのように思います。

それと、要配慮者、一時的とはいえ、一般の方と同じところでは、様々な問題で難しいんじゃないかと思われま。現に、多動性のお子さんをお持ちのお母さんから心配で私相談も受けております。そこのところはきちんと配慮する、本当に配慮されるんでしょうか、すぐ皆さんに迷惑かけられず行けるんでしょうかお答えください。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 個々に避難する対策が違います。そういった中で、今後進めていこうとしております個別の避難計画作成の中で、その人に合った避難の形を計画できるよう努めてまいりたいと思います。

議長（仲明議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） そういった方には特別配慮して、個別で家族が過ごせるような場所をつくるということで理解してよろしいですか。そのように理解しておきます。答えますか。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） そのようにその方の周りの状況等も把握しながら、計画していきたいと思っております。

議長（仲明議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） 次に、災害トイレについて少しお聞きします。

大災害時のトイレの問題に関しましては、阪神・淡路大震災、東日本大震災での教訓は全く生かされておりません。今回の能登半島地震においても、3 日目でトイレが汚物であふれたところもあるみたいで、劣悪な環境状態になっていたそうでございます。

仮設トイレが到着するまで、道路なんかも寸断されておりましたし、10 日以上かかったところもあるみたいでございます。

また、ストレスや急性胃腸炎などで、ノロウイルスですかね、あれによって胃腸炎を起こす、それによって災害関連死の危険性も高める災害時のトイレ事情と

ということで、国が自治体に対し災害時のトイレの確保、管理計画の作成を呼びかけておりますよね。

尾鷲市として大規模災害発生に対応できるよう、トイレの配備計画を作成すべきだと私はと思いますが、ちなみに計画をつくる予定はあるのか、ちなみにつくっていない自治体、75%あるそうなんですけど、尾鷲市としてつくっていくのかどうかお答えください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） トイレの配備計画につきましては、本市として三重県備蓄調達基本方針、これが載っております、これを基づき、先ほど申しましたように簡易トイレ約9万回、障がい者用トイレを各地区に分散備蓄していると。

議員おっしゃるとおり、大規模災害時での長時間に及ぶ停電あるいは断水にも対応できるような議員御提案の先ほどおっしゃってましたマンホールトイレ、これなどは有効な防災資機材について、まずはその辺を活用している他市町の事例というものをまずやっぱり視察に行って、どういう状況なのかということをもまず確かめさせていただきたいと思います。

当然のことながら、今回の能登半島地震での情報というものはきちんと注視していかなきゃなんないと思いますので、その辺のところも全体に含めまして、防災対策というものに対して、あるいは災害対策に対して再度検証する必要があると思いますので、トイレについては、まず、議員御提案のあったマンホールトイレのそれをまず視察しながら、どういう対応をしていけばいいかということを今後我々としては検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 今、市長のほうから前向きな検討、前向きに検討していくというようなことをいただきましたので、避難所の運営主体である自治体が生命や尊厳にも関わるトイレ環境整備する責務があることを強く認識していただいて、取り組んでいっていただきたい、そのように思います。

最後に、感震ブレーカーについてお聞きします。

今テレビでもよく最近報道されるようになったんですけど、通電火災を防止するにはやはり感震ブレーカーしかないと言われております。市民の生命と財産を守るため、ぜひ導入すべきと思いますが、再度市長、お答えください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの阪神・淡路から東日本大震災、それから能登半島地震、

こういう教訓をどうやって生かすか、それについて焦点をどこにまず当てるのか、火災が発生した場合、これを御指摘のことだと思います。

先ほども申し上げておりますとおり、まずはやっぱり防災講和あるいは消火訓練時での普及啓発、これをまずきちんとやっていかなきゃなんないし、感震ブレーカーの設置についても、近隣市町でどういう対応をしているのか、補助金もそういう状況も踏まえて、今後きちんとやっぱりその辺のところの情報把握をしながら検討してまいりたい、このように考えております。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） とにかく通電火災がなくなるように、いろんな形でできると思います。また考えていただければと、執行部のほうで考えていただければと思うんですけど、例えば75歳以上の方々に無料でつけてあげるとか、補助金で全世帯につけていただくとか、いろんな方法はあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。とにかく安全で安心して暮らせるまちづくり、そういった施策にしっかりと取り組んでいっていただきたい。

先ほどの話をずっと聞いておりますと、防災だけでは、災害等でもそうなんですけど、無理なような気がいたします。福祉や教育、環境、市民サービスの庁内横断された、先ほど福祉保健課長が言われましたけど、重層的な体制を組んでいかないと、運営していかないと無理なんじゃないか、そのように感じました。

これらみんな市長が言われる住み続けたいまちづくりだと思うんですけど、最後にまちづくりについて、こういったまちづくりについて、市長の見解があればお答えください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど議員がおっしゃっていますように、一つ、防災とか災害対策云々ということは、一つの防災危機管理課ではできるものとは思っておりません。だから、市役所としてもやっぱり重層的な関係組織でもってやっていかなきゃ、それで、市役所だけでできるのかと言ったら、これもやっぱり大変。そのために自助、共助、公助というものがありますし、その辺とうまく連携しながら、最終的には市民の安全安心を守る、そういう住みたいまちづくりということをきちんと心がけながら推進していかなきゃなんないと思っております。

そして、まちづくりについては、防災あるいは災害対策云々ということもあるんですけども、私は気になっておりますのは、まちづくりの中で、議員が孤独・孤立に関する御質問、これを受けて、まちづくりの考え方というのを私は一

つっております。

特に、先ほども申し上げておりますように、第7次尾鷲市総合計画の中で、「住みたいまち、住み続けたいまち、おわせ」、これを将来像としながら、これの実現を図るために五つの基本目標を掲げながら課題を抽出し、現在はもう課題解決のための具体的な施策というものを実行しているところでございます。

特に、私一般的にまちづくりの基本というのは、やっぱりコミュニティの形成というのが原点にあると思っています。ここがやっぱりきちんとしてないと、まちづくりというのは、基本がしっかりしていないと、ここがやっぱり基本だと私は思っています。

それで、議員ちょっとあれなので、今回のテーマの孤独・孤立対策、まちづくりを含めた対策なんですけど、非常に重要な話だと思ひまして、私は、孤独は人生における大きなテーマであると、これがまちづくりにつながってくる非常に大きな原点であると思っています。

そういった中で、実を言いますと、2月の29日でしたか、新聞を読んでいますと、新聞のコラムの中でこんなことが書かれていました。70代になったとき、周りにどれぐらい助け合ったり、声をかけ合ったりできる人がいるかで幸せ度が変わると。この言葉を裏づけるのにアメリカのハーバード大学の研究があるということが掲載されておりました。その結論は何なのかということは、健康で幸せな生活を送るには、よい人間関係が必要だ、以上、でありました。

このように、これに対して、私はこのコラムを読んでみまして、まさしく孤独・孤立対策の原点と感じており、その取組の重要性というのは非常に重要であると。これが私は、「住みたいまち、住み続けたいまち、おわせ」の基本的な原点につながるものだと考えておりますので、その辺のところを踏まえながらいろんな施策を具体的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 住みたいまち、住み続けたいまち、これをつくっていくためには、庁内でも重層的支援で頑張っていかなければ、取り組んでいかなければならない、そのようなことを申し述べまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（仲明議員） ここで休憩をいたします。再開は11時15分からいたします。

〔休憩 午前11時05分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 皆さん、こんにちは。本日も市長、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

まずは、子育て支援に関連して、結婚新生活支援補助金事業について質問します。

今、尾鷲市は、国の支援と同様、夫婦年収約540万円未満の世帯の結婚支援補助金を支給しておられますが、補助金を受け取られる世帯に限られるため、市民の方からもう少し受け取れる範囲を広げられないかと以前から声をいただいております。

国としても、少子化対策の一部としておりますが、市としては、この施策に対して補助金事業が今のままの内容で事業の目的どおりに効果が得られるのかどうか、どうお考えでしょうか。実際の市民の皆様の目線も含めてお答えいただきたいと存じます。そして、この補助金は年間何組の方が支給できておられますでしょうか。

次に、尾鷲市の指定管理等についてです。

今市でされている指定管理全体について、協定書に基づいて運営されている中で、市で把握されている指定管理という形だとこういうことは難しいだったり、ここは指定管理だからこそスムーズにいくなど、メリット・デメリットを簡潔に教えていただきたいと思います。

その中で、特に夢古道の湯について質問させてください。

全国的にも希少な海洋深層水、みえ尾鷲海洋深層水を使用した市内唯一の温浴施設として、尾鷲市、ひいては東紀州の中の観光資源として重要な役割を果たしている夢古道の湯ですが、開業より約16年、「世界遺産風呂」、「全国一斉100のありがとう風呂」等、様々な仕掛けやイベントを行い、尾鷲市民や三重県民、ひいては全国的にも注目を集めるトピックを提供し続けてきた、まさに尾鷲市の情報発信の中心となるべきコンテンツの一つです。

そこで、現在の利用者数は、コロナ禍以前の利用者数や売上高と比較してどのような状況でしょうか。市長も定期的に夢古道の湯に行かれることはありますでしょうか。現在の夢古道の湯の現状を見て、市長はどう思われますでしょうか。

利用されておられるとしたら、具体的にこのようにしたらいい、あるいはこのような問題点があるなと感じる点がございましたら、率直な意見をお聞きしたいと思います。そして、平成20年4月に海洋深層水を使った温浴施設オープンに至った経緯を教えてください。

少し市の施設に関連して尾鷲総合病院の売店についてです。

長い間、売店を閉めておられ、病院内の御利用者様の御不便な声が届いております。執行部の皆様にも届いているように、売店を開けてほしい声がたくさんあります。こちらは今後どうしていくおつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、情報発信についてです。

今回の市長の所信表明にて特に感じたのが、「尾鷲は食のまち」というフレーズを毎回使われておりますが、よそから来た観光客、よそから見た尾鷲は、まだまだ食のイメージは強いようには感じられないようです。そういったことから、観光という部分に特化した目線で質問します。

市政に関わる人たちは、ふるさと納税はじめたくさんのイベントで食を押しておられ、試行錯誤しておられるのは、行政に関わる者としては本当に分かります。ですが、なかなかそれがうまい具合に尾鷲のイメージに定着しておらず、私は尾鷲に遠方から移住してきた身なので、特に外から見た尾鷲のイメージの声をリアルにいただきます。

その中で、特に一つ原因と考えるのが、主に飲食店と民間の店との市の意向や熱量がなかなかマッチングしていないように感じておりますが、ただ、民間の事業はもちろん自由ですので、そういったことも踏まえながら、どうやったら市が目指している食のまち尾鷲というイメージが定着するのか、そして、実際の食をアピールする場がもっと盛り上がるのか、私も頭を悩ませます。

尾鷲市では、そういった食をアピールする上で、行政と民間の関わり方、特に小さな飲食店との関わり方ではどう工夫してきているか、今はどのような関わりを持って、どういった共有をしているのか教えていただきたいと思います。

次に、生涯学習課をはじめとする各イベントがありますが、私はこれはとてもクオリティーが高いものが多いと感じておりまして、特に講義や勉強会は一つでも多く足を運びたいというものが多いです。ですが、病気になったり、家族の都合があったり、身体が不自由な方は参加する機会を失っているように思います。今の時代はそれをカバーする方法がたくさんあり、執行部の皆様もできるだけ周

知することを努力されていることも分かります。

そこで一つ提案させていただきます。

こういったイベントをオンライン受講を可能にし、もっと広く届くようにしていただきたい、学びなどはアーカイブし、ライブラリーから見られるようにしたりするなど、いいものをもっと多くの人に届きやすいようにしていただきたいと思います。そのときに、高齢者が多い当市では、使い方のレクチャーをどうしていくのかなど、またそこに一工夫必要だとは考えます。この点についてどうお考えかお聞かせください。

以上、壇上からの質問です。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中里議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、結婚新生活支援事業についてであります。

議員もおっしゃっていますように、本事業は、国においては平成２８年度から開始されました。本市におきましては、ちょっと遅れていたんですけど、昨年度から実施したというところでございます。

昨今の少子化の背景には、まず、個々人の結婚や出産あるいは子育ての希望の実現を困難とする様々な要因がある中で、国において各地調査を行った結果、要は、結婚や出産に踏み切れない理由に経済的理由、これが挙げられております。所得が一定基準以下の世帯の結婚に伴う新生活のスタートアップ時における住まいの確保、これに伴う経済的負担を補助すること、これを目的にして創設された事業でございます。

本市におきましては、事業の対象となる世帯は、新たに婚姻した世帯で、夫婦共に婚姻日における年齢が３９歳以下、かつ世帯の所得が５００万円未満であり、補助金の申請日において夫婦共に尾鷲に住民登録を有する世帯が対象となっております。

補助上限額につきましては、夫婦共に２９歳以下の場合は１世帯６０万円、その他の場合は１世帯３０万円で、住宅の取得費用やリフォーム費用あるいは賃借費用や引っ越し費用、これが対象となっております。

本市における直近の支給実績につきましては、昨年度からスタートして、昨年度は２件、本年度は２月末時点で２件であります。

そして、本事業は、婚姻時における経済的不安の軽減を目的としていることか

ら、家計に占める経済的負担が大きな世帯への支援を優先するため、一定の所得制限、これを設けております。

しかし、議員御指摘のとおり、国において、所得制限のため本事業が利用できないという御意見が寄せられており、国のほうとしては、本年度より所得制限が４００万から５００万、これに緩和されたというところでございます。

それに倣いまして、本市も国と同様の緩和を行っており、御提案の本市独自の緩和撤廃措置に関しましては、財政状況を踏まえつつ、本市が行う、あくまでもこれは支援でございまして、本市がいろんな支援策を行っておりますけれども、結婚、妊娠、出産、子育て、これに関する支援策の充実の中で、これをいかにして充実していくか、そういう中で、今後の議員御指摘の件については判断していきたいと思っております。

ただ、国のほうは５００万円の限度額がありますので、市がそれだけオーバーしますと、全て市が負担となってしまうと、その辺のところも考えていきながら進めていきたいと思っております。

次に、指定管理の件でございます。

まず、指定管理がどういうふうにしてスタートしたのかということを御説明させていただきますと、指定管理制度につきましては、平成１５年の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理においては、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応すること、これが一つです。そのために民間の能力を活用しましょうと、そして、住民サービスの向上を図りましょうと、そして、経費の節減等も図りましょうと、こういうことを目的にしながら、従前の管理委託制度に代わり創設された制度であります。

そして、改正前の地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づきまして、管理を委託していた施設につきましては、法律の施行日から起算して３年間の指定管理制度への移行までの猶予期間がございまして、本市においても、その期間において管理委託制度から指定管理者制度への見直しを行ったわけでございます。

結果的に、平成１７年９月に尾鷲市の公の施設に係る指定管理制度の指定の手続等に関する条例、これを定めるとともに、各施設における指定管理者制度の導入の可否を検討した上で、平成１８年４月から尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンター、尾鷲市斎場、尾鷲市市民文化会館の四つの施設を、そして、平成１９年４月から尾鷲市養護老人ホーム聖光園、アクアステーション、夢古道おわせの三つの施設、そして、平成２１年７月からコミュニティバスの一施

設をそれぞれ加え、指定管理者制度による管理運営を進めてまいったわけでございます。

しかしながら、指定管理者制度に移行してからの年数が経過する中で、それぞれの施設において導入効果の検証がなされていない等の課題も指摘されたことから、まず、平成31年4月以降に更新を迎える施設及び今後新たに制度の導入を図る施設について、円滑かつ効果的な導入を図るため、平成30年7月に尾鷲市指定管理者制度導入基本方針等を定めるとともに、指定管理者制度導入施設の効果検証を進めてまいったわけでございます。

そして、尾鷲市福祉保健センターとアクアステーション、これにつきましては指定管理制度の導入の目的につながっていないと判断し、平成31年4月から直営で管理を行っております。

なお、その他の施設の関わりにつきましては、指定管理者制度の対象施設ですが、あくまで地方自治法第244条に定める公の施設となっております。

以上でございます。

そして、尾鷲市が現在実施している指定管理制度についての感じているメリット・デメリットは何なのかというようなことについては、メリットは、先ほど申しましたように、民間の能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減が図られることであると私は思います。

しかし、デメリットの面については、指定管理期間が終了し、3年間という、新たな指定管理の公募を行ったとしても、複数の応募がなく、競争原理による新たな提案が出にくいことではないかと感じております。

そして、その中での夢古道おわせの設立に至る経緯について報告いたします。

まず、先ほど申しましたように、平成17年に三重県立熊野古道センター、これが本市の向井地区に建設されるということが県によって決定されました。そして、同施設における地域振興ゾーンの活用、このことについて尾鷲商工会議所を中心とした熊野古道センターの活用を考える会が立ち上げられました。

いろいろ県と議論を重ねる中で、地域住民の様々な活用の拠点となる事業について、地元の食材を提供する飲食施設や物産販売、みえ尾鷲海洋深層水を活用した温浴施設など広く展開していくことを基本構想としていくこととなりました。だから、温浴施設は基本構想の中に含まれていたというところでございます。施設の建設などハード面は、補助金等を活用した公設を基本とします、公設を。そして、運営面においては、民間企業を事業主体とする民営で行うということが決

定いたしました。

そして、平成18年3月に地域振興ゾーン、特産振興施設及び温浴施設の管理運営を目的とする株式会社熊野古道おわせ、これが設立されたわけでございます。

そして、平成19年度より夢古道おわせの管理運営を、平成20年度よりみえ尾鷲海洋深層水活用温浴施設、いわゆる夢古道の湯を合わせて委託し、以降、現在に至るまで指定管理者として管理運営に携わっております。

そして、今の夢古道の湯の話の中で、議員御指摘の、私も何回か行きました。なかなかいいところだと思っております。特に先ほどおっしゃったように夢古道の湯につきましては、やはり交流人口、これを高めるための私は核であると、観光交流人口の核が夢古道の湯であると私は思っております。

そういった中で、入浴者数についてお尋ねでございましたんですけれども、ちょっと今手元の資料によりますと、入浴者については、当初平成20年には7万人ぐらいおりました、ずっと前後しながら、一番多いところで平成27年、28年で8万人ぐらい、あと、7万8,000から、一応大体7万人台の後半で温浴施設を御利用していただいたと、令和元年までそうですね。

しかし、コロナ禍によりまして、令和2年については4万8,900、約4万9,000、令和3年が5万5,000、令和4年度に至っては4万5,000、現在1月までの資料の中で入浴者数は、今年度は約5万人でございます。

こういう状況の中で、夢古道おわせに対する私の思いとしましては、先ほども申しましたように、夢古道おわせは中核的集客交流施設であり、海洋深層水を使った市内唯一の温浴施設としてにぎわいの創出を図っております。まさしく議員がおっしゃったとおりでございます。

施設の設置目的に従って施設の効用を最大限に引き出すために指定管理者自らが創意工夫をし、そして、人を呼び込むイベントの開催や特産品の販売を通じた本市のPRにより一層力を入れることで、交流人口の拡大や市民サービスを向上させたい、こういうふうにして考えております。

そして、指定管理のメリットを最大限に生かすためにも、指定管理内容、指定管理の内容の見直しも現在進めております。

以上のことなんですけど、次に、総合病院の売店の件についてでございますけれども、私も何とかならないかということでやっておりますけれども、今の売店の現状について、あるいはその取組について、これは後ほど総合病院の事務長のほうから説明させていただきたいと思っております。

次に、食のまち尾鷲、これ非常に重要な形で私も力を入れて、いろんなPRを行いながら、そのPRは結構高まっていることは事実でございます。それがどうやって飲食店にリンクするかということについては、結構やはり外からのお客様もたくさん飲食店を御利用になっている、そういうふうに感じているわけなんですけれども、おっしゃるように、民間事業に向けてのSNSの強化というのは、これ絶対必要でございます。

まず、本市では、情報発信というものが重要であるという考え方から、庁内に情報発信ワーキンググループ、これをもう既に設置しております。昨年度の市のホームページ、これは非常に中里議員には大変お世話になりましたけど、ホームページ、リニューアル、これをはじめとしまして、いつも強調されているSNSの活用、方法などについて定期的な意見交換とか勉強会を行うなど、日々情報発信の充実に努めております。

同じような繰り返しなんですけど、その際に、議員のほうから情報発信に関する様々な御意見、御提案をいただいて、これも参考にさせていただいております。

特にせんだって、議員のほうの会報がちょっと手に入りましたので読ませていただきました。いろんな形の中で、その中で尾鷲市公式ホームページの見直し改装ということに御尽力いただいて、我々も実行したと、こういう話でございます。

そういう中で、御指摘の、一方で民間事業者の皆さんもそれぞれ情報発信を行っていただいております。けれども、民間事業者の情報発信が強化されれば、さらなる尾鷲市の知名度の向上につながることから、関係機関と連携しながら取組を進めているところでございます。

また、専門家を招いた各種セミナーの開催や、専門家や事業者の皆様と動画撮影から情報発信までを伴走型で支援する、こういう取組を尾鷲商工会議所とか尾鷲市地域経済活性化協議会と連携して進めております。これらの取組により、SNS等の知識習得や情報発信の効果を民間事業者の方々に体験していただきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、インターネットあるいはSNSなどのデジタル技術を活用した情報発信については、ただ、先ほどの話じゃないですが、行政だけではなく、様々な民間事業者といかにして連携して継続していくか、これが本市全体の情報発信の強化につながると考えておりますので、今後も推進してまいりたいと。

最後に、イベントや講座のオンライン化の充実についてであります。

まず、本年度、令和５年度におきましては、おわせ港まつりや全国尾鷲節コンクールでのライブ配信や、イタダキ市やアクアステーションでのイベント開催時において、ＳＮＳライブ配信機能を活用した情報発信を実施しております。

今後も個人情報の保護あるいは著作権、肖像権にも十分注意しながら、先ほど申しましたのと同じく情報発信に努めるとともに、どういうやり方でさらに情報発信が高まるのか、その辺のところも十分検討してまいりたいと思っております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（仲明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（竹平専作君） それでは、売店の現状について御説明をさせていただきますと思います。

売店運営につきましては、一昨年１２月に公募を実施して以来、応募がない状態が続いており、また、スーパーやコンビニ、ドラッグストア、また、小売業者や全国的に展開している病院を専門に売店を運営している業者など、大体約１０社と交渉を重ねてまいりましたが、なかなか受託していただける業者が見つかっていないというのが現状でございます。そのため、前の委託業者に無理をお願いして、昨年の９月までは継続していただきましたが、１０月以降は閉じているという現状でございます。

売店を利用する患者さんやお見舞いに来られた方については、大変御不便をおかけしており申し訳ございません。

初期投資とか人員確保、物流など様々な課題等がございますけれども、現在も業者と交渉中をしている現状でございますので、引き続き努力してまいりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

議長（仲明議員） ９番、中里沙也加議員。

９番（中里沙也加議員） まず、病院の売店なんですが、今のお話を聞くと、やっぱり今現在、じゃ、民間でやられている移動販売のお店を使ったりとか、何とか連携されて、次のお店が来るまで、どうにか本当に御不便かけないような形をつくれなかなと思っております。ぜひお願いします。

結婚支援補助金のことなんですが、市長おっしゃいました使われている件数２件、やっぱりちょっと少ないなと感じます。国の補助の分以外は当市が負担するとおっしゃいましたが、増えたとしても、やはり母数が少ない尾鷲市だと、それでも少ないと思うので、ぜひその負担をしていていただきたいと思います。強く要望したいと思います。

こちらは困窮者支援じゃないというイメージがあるのですが、市長、その辺どうでしょうか。それなのに所得制限があっておかしいという声がやっぱり届いているんですけれども、どう思いますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 所得制限、要するに1世帯で500万円以下という話でございます。それが少ないかという。先ほども申しましたように、今回の昨年度から我々この制度を実施しているわけなんですけれども、そういうことだって、あるいは結婚支援、あるいは出産、あるいは育児等々の全体的な、先ほど申しましたように総合的なものについての支援というものを考えているわけです。

少ないという中で、非常に困ったことが一つあるわけなんです。国が500万以下、400万から500万に上がったということは申し上げまして、尾鷲市もそれに倣った形で500万、このあれが少ないのかどうかという話なんですけれども、正直申しまして、今、国の制度に追随した形で我々はしている。当然国のほうからの補助金があって、尾鷲市からの支援、要するに補助金を出して、これで100%になっていると。それ以上、尾鷲市単独でやりますと、尾鷲市が100%全部持たなきゃなんない、この財政的なことも考えていかなきゃなんないという、それが大きな話なんです。

あくまでも今回の場合には、住宅等々における、これに対する支援ということでございますので、それはきちんと議員御指摘の2名じゃ少な過ぎるんじゃないかと、これについては知らない方もいらっしゃるかも分かりませんが、こういうものがあるよということについてはきちんと流していきたいと、皆さんこれを御活用になって、経済的な部分で支援をしたいというようなことについては、今後さらにPR活動等をきちんとやっていきたいと。

ただ、昨年から始まった、令和4年度から始まって5年度、2年、増えてない、1月現在ですけれども、2月現在か。そのような状況でございますので、こういう制度については、広く広報はしていきたいと考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） この結婚支援の施策は、ほかの市町を調べたら、やってないところが結構ある中で、尾鷲市は早期に取り入れられたほうだなとすごく感心しました。

先ほど困窮者支援じゃないのと言わせていただきましたが、やっぱり少子化対策ということで広く捉えていただいて、尾鷲市独自でやっぱり緩和していった

いきたいというところが本当に強く思っています。ぜひ検討をお願いします。

それで、次に、福祉に関連してファミリーサポート事業についてなんですが、こちら利用者数も上がって、支援員さんも前よりも増えたと感じております。

ただ、このままだと、やはりせっかくの事業が、執行部のほうでは使ってもらおうとたくさん努力しておられるのは分かるんですが、実際に登録する方というのは必ず今後減っていってしまうと考えています。やはりこうなったときに、尾鷲市外とのつながりもしっかりしたつながりが必要になってくると考えています。

こちらは今すぐしてくださいという要望ではないのですが、広域でファミリーサポートの事業をやっていけるような形をどうにかつくっていただけないかという検討をしていただきたいというお話なんですけれども、福祉課のほうはどう考えておりますでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） このファミリーサポートセンターの事業については、私は重要だと思っております。ですから、今回も多少なりとも予算計上させていただいて、また御審議いただくわけなんですけれども、そういうことも含めまして、まず、私のほうから、ファミリーサポートセンターの事業の目的ということ、そして、利用状況についてお答えして、今後の具体的な内容については、福祉保健課の子ども・子育て担当参事のほうから説明させていただきたいと思うんですけれども、そもそもファミリーサポートセンター事業については、本事業は、身近な地域で子育ての手助けをしてほしい依頼会員があります、御存じのとおり。そして、手助けができる援助会員、これが子育ての相互援助になっている。相互援助を行うものであると。

そして、本事業の利用状況は、近年では増加傾向にあります。昨年度では延べ169人、延べでございますけど、本年度は1月時点で175人となっております。

こういった状況の中で、広域的なというような御意見もございますので、その辺の具体的な今進捗状況はどうなっているのか、いろんな課題もあると思いますので、それは担当参事のほうから説明させていただきたいと思っております。

議長（仲明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） それでは、説明いたします。

まず、ファミリーサポートセンター事業の広域での取組についてでございますが、こちらは以前にも説明させていただいておりますけれども、広域的に

取り組むことによって、依頼会員及び援助会員共に会員数が増加することは期待されます。

ただし、会員同士の距離的な問題に加えて、事業を実施するためには、事前の面談やマッチングなどの調整において課題がございます。広域での実施の場合、こうした調整をどこでどのように行うか、また、事業実施に必要となる費用負担の問題ですとか会員同士の距離的な部分においても、距離が発生するということで、移送に係る実費がまた増えることにもなりますので、そうした課題がございます。引き続いて市内で会員を増やすことを第一に、事業周知の強化と子育て支援に協力的な各種団体への協力依頼等を丁寧に行うことで、会員の拡大に努めてまいりたいと考えております。

議長（仲明議員） 9 番、中里議員。

9 番（中里沙也加議員） たくさんの課題があるのは、私も想像はしているんですけども、やはり今後、広域でこういった事業をしていくという考え方は必要になってくるのではないかと考えるので、ぜひ検討に入れていただきたいと思います。お願いします。

それで、ファミサポの質問の最後に、この事業の中で使える場所というのが限定されておりますが、こちらを選べるようにしていただきたいと要望したいんですが、今支援員さんの御自宅となっておりますが、そちらを利用者さんのおうちというのも入れていただくことはどうでしょうか。

議長（仲明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） 説明いたします。

ファミリーサポートセンター事業における依頼会員宅での預かりの関係でございますが、現在事業の実施要綱におきまして、子供の預かり場所に関しましては、原則として援助会員の自宅とする。ただし、援助会員と依頼会員の間で合意がある場合は、この限りでないと定められております。

よって、原則である援助会員の自宅での預かりを基本としつつ、援助会員様と依頼会員双方での合意がある場合におきましては、議員お尋ねのと通りの依頼会員の自宅であったり、そういったところでの預かりも可能となります。

以上です。

議長（仲明議員） 9 番、中里議員。

9 番（中里沙也加議員） そういう認識ですと、そうしたら、原則というところをやっぱり自由というか、どちらも選べるような感じで、もうちょっと緩和するよ

うな書き方をされてはどうかと思いました。ぜひそちらも両方選べるというのが分かりやすいような形になるといいなと思います。

次に、指定管理の質問なんですが、やはり今指定管理という形ですと、行政のほうからどういった部分言えて、言えないでという部分があることが多いと思うんですね。実際勉強させていただくと、やっぱりここは行政では言えないところ、行政は関わってはいけないところというのが言われたときに、助成金を出している部分で言いたいと思っても言えないことがたくさんあるなと感じました。その部分で、やっぱり今は夢古道の湯に限定しますと、デメリットが少し多いように感じております。

今回、経営の関係を見直ししていくとおっしゃっていましたが、どういうふうに見直しをしていっておられるのかちょっと聞きたいと思います。

議長（仲明議員） 執行部。

商工観光課長。

商工観光課長（山中英幹君） それでは、御説明させていただきます。

今後の夢古道おわせの管理の見直しにつきましては、来年度に実施いたします令和7年度から9年度までの3年間の指定管理者の募集を念頭に、民間事業者による指定管理での運営の場合と、市が直接運営を行った場合の比較検討を始めております。

指定管理者制度と市直営、それぞれの運営方法で住民サービスの向上や経費の削減の効果にどれほどの違いが生まれるのかを様々な角度から分析を試みているところでございます。

その中には、指定管理者対象経費や協定内容の見直しも含んでおり、これらを踏まえた上で、施設運営に適している方法を見つけ出し、市の重要な観光資源であり、海洋深層水を利用した市内唯一の温浴施設を訪れていただいた皆様に喜んで御利用いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） また新たなやり方、方法をどうしたらよくなっていくか、双方どうやったらメリットが多くなるかをしっかり考えていただきたい問題だなと思っております。

それで、この指定管理の夢古道の湯に対しての、先ほど質疑にもございました助成金についてなんですが、今回私は指定管理の事業で、一般的な市民感情を鑑みると、今回のような支出の方法というのが、法律的な違法ではないにしろ、少

し乱暴だなという気持ちが拭い切れません。その辺、市長、どう考えでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 夢古道の湯につきましては、先ほど来から申し上げておりますように市の指定管理施設であって、本市の集客交流の核であるということは、もう常日頃から私は申し上げているわけなんですけれども、本市の貴重な資源である、一方では、夢古道の湯であります海洋深層水、これを使用した、全国でもまれであって、市内に一つしかない、こういう温浴施設であります。

利用者の皆様は、市内の方だけではなくて、本市を訪れる多くの方々に御好評をいただいているという現状がございます。

本市の施設においても、これまで光熱水費については、高騰の影響がありまして、補正予算とか当初予算に対応してきておりますけれども、全国の市町村でも同じような補助金などで対応しているところでございます。そのため、光熱水費の高騰については、物価高騰分ということで、協定書における物価変動に伴う協議事項として対応できると判断いたしました。

そういったことから、助成金の性質からして、本来であれば、特定の事業者のみを対象とするのではなく、対象事業者を広げた形にする必要があることは理解していますが、他の管理施設については、協定書において対応が可能であると判断しており、今回は夢古道おわせにおける物価高騰に関する光熱水費の差額相当分に関する助成、これを対象とさせていただいております。

以上です。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） 先日委員会でいただいた協定書にある部分なんですけれども、物価変動に対しては協議事項ということがすごく曖昧だなと感じております。これを今後もっと分かりやすいような書き方、しっかり協議した内容を分かるような形にしていきたいなと思っております。どうでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど商工観光課長のほうから申しあげましたように、指定管理制度をどうなのか、もう一度さらに精査しながら洗い直すべきところは洗い直しましょうと。そういった形の中で、要は、議員御指摘のその件についても、どういうふうな形の中で協定書を結ぶのか、指定管理制度と中身をどうしていくのかということは今検討しているところでございますので、今後もやっぱりその辺のところも十分踏まえながらきちんとしたものをつくり上げていきたいと、こ

のように考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） さきにも申し上げましたが、やっぱり物価変動というのは、この施設だけではないことですので、やっぱり夢古道の湯だけなのかという疑問がすごい残ると思います。

この部分に対しても、例えばほかの指定管理の事業者さんからこういった意見が寄せられたら、やっぱりそれは助成していくということなんですか。

議長（仲明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 他の指定管理施設につきましては、指定管理料の変更が可能というような協定になっております。

ただ、夢古道につきましては、光熱水費は除くというふうな協定になっており、今回支援という形でさせていただいておりますので、他の指定管理施設と同様の協定になるような見直しを実施していきたいと考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） やはり本当に市民感情の代わりに声を上げるとすると、本当にちょっと分かりにくいなという部分があったので、その辺をもっと納得いくような形でしていただきたいと思います。と思っています。

次に、食のまち尾鷲の質問についてなんですけれども、これは食のまちづくり基本計画というのを見せていただいたときに、尾鷲市の食のまちというイメージづくりというのがすごい書いてあったんですが、そこがすごく今は弱いんじゃないかなというのを感じております。

やっぱり観光者目線で先ほどもお話しさせていただくと申しましたが、特にここには重点を置いてお話しさせていただくんですが、尾鷲市の小さな御飯屋さんが、観光で来たときにこの辺を使ったりすると思うんですが、食のまち尾鷲のところで、こういうお店がすばらしい、おいしいんだろーな、たくさんあるんだろーなというイメージを持つというのが自然だと思います。

そのときに民間のお店のやり方というのは自由なんです、今まだそのイメージが弱いというところで、どういった形で食を通して尾鷲市を盛り上げていくということに行政が関わっていけるのか、その辺をもうちょっと具体的に今後どうしていくか教えていただけたらなと思うんですけれども。

議長（仲明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（山中英幹君） 食のまちにつきましては、現在市のホームページ等を

使ってPRをさせていただいております。

また、観光物産協会のほうの中でも、それぞれの飲食店、部会等によりどのようなPRをしていくかというところを検討して、PRをさせていただいております。

また、来年度以降になりますが、万博を控えて、マップを使つての市内の飲食あるいは宿泊のPRができるということで、それも現在利用させていただいて、より全国への尾鷲の食のPR、あるいは食だけではなく、宿泊施設であったりとか、訪れていただけるような施設のPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） 情報発信等、行政のほうでたくさんされているのはすごいです。

ただ、ギャップといいますか、観光者の目線で見ると、どうしても尾鷲市に食というイメージが定着してないというのが、本当にちょっと頭を悩ませるところだなと思っております。

土地柄、やっぱり少子高齢化のまちで、個人の努力では限界があるお店がたくさんあると思います。そこをもう少し工夫されて、お店の盛り上がり、行政とのつながりをもっとつくってってもらえないかなという私の思いがございます。

結局のところ、市役所、行政のほうがどれだけ盛り上がっていても、まち全体に伝わらなければ、行政に関わらない人からすると、伝わらないと感じております。

参考にできる市町は、インターネットで検索するとすぐたくさん出てくると感じております。ぜひそういったところも参考にして、食のまち尾鷲というイメージをもっと定着していただきたいと思いますと思っております。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本当に私も思っているんですね。いかにして食のまち尾鷲、これをきちんと、どんどんどんほかの方々にもやっぱり周知していただくか、一応きちんとやっぱりそういうSNSとかそういった形で全部やっていると、いろんな形の中で、パンフレットとかチラシとかそういったものを出しながら、一方では、そういうハード面とソフト面でもきちんとやっていると。

おっしゃるように……。

議長（仲明議員） 市長、すみません、ここで正午の時報のため、中断します。

〔休憩 午前 11 時 59 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（仲明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

市長、続けてください。

市長（加藤千速君） おっしゃっていますように、非常に重要なことだと思っております。

これも先ほどのとまた繰り返しになるんですけれども、私は尾鷲市の商工観光課、食のまちをきちんと周知していくためにいろんな方法を使いながらやっていると思います。ある程度の効果は現われてきたと思っております。

けれども、やっぱりそれ以上する場合に、特に先ほど壇上で申し上げましたけれども、いろんな方々についても専門家を招いて各種セミナーを開催したり、専門家が事業者の皆様と動画撮影とか情報発信、こういう形でいわゆる伴走型支援、こういったものを取り組んでいる。

先ほど商工観光課長が申し上げましたように、今後の観光物産協会との連携というものはきちんと密にしていきたいと。当然のことながら現在今やっております尾鷲商工会議所とか、昨年度発足しました尾鷲市地域経済活性化協議会、こういった形の中で、いかにやっぱり食のまち尾鷲を広めていくかということを主眼だと私は思っております。その辺のところも含めまして、きちんとした推進活動というものをやっていきたいと思っております。

議長（仲明議員） 9 番、中里議員。

9 番（中里沙也加議員） 商工会議所と観光物産協会等そうなんですが、そこに関わっていないお店を具体的にどう盛り上げていけるのかというところが課題だと思います。今後もその辺をしっかりと考えていっていただきたいなと思っております。

具体的にですけれども、尾鷲市で今企画や計画をしたものを個人のお店がもっと受け取りやすいものにしていただきたいですし、行政に合わせていただくという目線ではなくて、もっと個人のお店がお客様、そのまたお店に来てくれるお客様目線で企画や提案をしていっていただきたいと思っています。

それで、市長は今大きい事業にたくさんの力を注いでいるように感じるんですが、今あるものをもっと大事にしていくような目線でやっていただきたいなと思っております。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当然のことながら、市とそれぞれの飲食店、飲食店と捉えるな

ら、飲食店との連携をいかにする。だから、市としても、先ほど申しました伴走型支援というものをきちんと確立していくというのは非常に重要な話でありますし、当然のことながら議員がおっしゃるように、食のまち尾鷲をどうやって広めていくということについては、ずっと一応いろんな推進方法等々やってきております。

それをさらにいろんな連携を、こういうことを言っちゃ何なんですけれども、こういうところにこういう言葉が適用するのかどうか分かんないんですけれども、まず、自分たちでどうやって尾鷲の飲食というのを広めていくのか、あるいは商工会議所とか、先ほど申しましたように観光物産協会、あるいは地域経済活性化協議会、こういったところでどうやって盛り立っていくのか。そして、公助、市役所として、この三つの連携をきちんとやっていきながら、正直言って尾鷲の食、特に魚を中心とした料理というのは本当においしいんです。来た人はやっぱりまた2度、3度、食したいという思いがありますので、それをどうやって広めていくかということも一応やっているんですけれども、まだ議員は納得いかないような状況だと、それは私も納得いきません。もっともっと広められるであろうと思っておりますので、先ほど議員の御指摘もございましたように、インターネットやSNSなどのデジタル技術を活用した情報発信、これは努めていますけれども、さっき申し上げましたように行政だけではなく、それぞれの団体も含めて、さっきも言いました、民間事業、事業者の方、これをいかにして連携して継続していくか、非常に重要なこと。しいては、本市全体の情報発信の強化につながって、どんどんどんどん尾鷲に来訪していただくお客様も多くなるんじゃないかと。だから、要するに情報と物とをうまくドッキングさせながら人を呼び込むということは非常に大事だと思っております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） 市長の思いと私の思いもずれていないことは分かるんですが、やっぱり行政の熱と民間のお店と、指定管理にも言えるんですけれども、どうしてもやろうとしていることがそこに反映され切っていないなという印象を持っております。ぜひ力を入れていつていただきたいと思っております。

それで、市のイベントや講義のオンライン化なんですけど、さきにも聞いたんですが、今ライブ配信でやられていることもあるということなんですけど、それをもっとほかの講義や勉強、学びなどにも使っていけないかなという提案なんですけど、どうでしょうか。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、御説明いたします。

これまで生涯学習課のほうの講座であったり、イベントという、先ほどの商工観光課と同じく、例えばいきいき尾鷲っ子での講義であったり、それはリモートでというところをまずちょっと試験的に試したような実施ですとか、あと、子育てHAPPY DAYの夏休みに実施するホラーナイト、そちらのほうもライブ配信という形で試験的にこれまで取組を行っておりました。

あと、県内におきましては、コロナ禍の中で、なかなか公民館へ直接お越しいただいて参加するという機会を失っていたということで、本市以外で、県内では6市がオンライン講座というような形で公民館講座を实际実施してきたというところもございますので、今後も、確かにいろいろ講師さんであったり、受講者さんに配慮しながら、現在やっておるような講座を配信するというところは可能かと思えます。

その辺の研究といいますか、その辺もちょっと行いながら、例えば講座の先ほどおっしゃっていただいたようなアーカイブですとか、ライブラリーへちょっと追加していくというようなことも念頭に、これからちょっと研究といいますか、いつでもどこでも参加していただけるという、生涯学習の今後の目的というか、その辺もございますので、その辺は十分検討してまいりたいと考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） 実際にそれを早急に例えばオンラインで学びなどを受講するとすると、やっぱりハードルとか課題というのが結構ありますかね。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） お答えします。

現在行っておる講座をそのまま、例えば録画して配信というところで考えますと、録画する人員であったり、あと、内容を編集する時間であったりというのがまず必要になってくるかなというところがございます。

その辺がクリアできれば、一つのハードルがクリアできて、リアルタイムでの配信というのは、ちょっと検討課題がさらに一つあるかなと思うんですけど、例えば録画して配信するというのは、それらの課題がクリアできれば可能だと考えております。

議長（仲明議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） やっていったいけそうな感じだと思っておりますので、ぜ

ひそういった形を取っていただきたいなと思っております。

今後も尾鷲市の発展について、市民目線で声を上げていきたいと思っております。

これで一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

議長（仲明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日５日火曜日午前１０時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 ０時０９分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署 名 議 員 中 村 レ イ

署 名 議 員 中 里 沙 也 加